

学校法人東邦学園と名古屋市名東区との連携協力に関する協定書

(目的)

第 1 条 この協定は、学校法人東邦学園と名古屋市名東区（以下「名東区」という。）とが、包括的な連携のもと、まちづくり、防災、福祉、生涯学習、文化など幅広い分野において相互に協力し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第 2 条 学校法人東邦学園と名東区は、次の事項について連携協力するものとする。

- (1) まちづくりの推進に関すること
- (2) 防災に関すること
- (3) 地域福祉の向上に関すること
- (4) 生涯学習・文化・スポーツの振興及び発展に関すること
- (5) その他両者が協議して必要と認める事項

(有効期間)

第 3 条 本協定の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 月前までに、学校法人東邦学園と名東区のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに 1 年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第 4 条 この協定に定める事項のほか、連携協力の細目等について定める必要があるとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、学校法人東邦学園及び名東区が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本協定書を 2 通作成し、双方署名のうえ、各 1 通を保有する。

平成 27 年 2 月 17 日

学校法人東邦学園

名古屋市名東区

理事長

区長

榑 直 樹

小 杉 保 隆